

堺市ガス気球整備及び運営事業 募集要項

I 事業目的

堺市（以下、「本市」とする。）では、世界遺産である百舌鳥・古市古墳群が有する歴史的な価値や雄大さなどの魅力を幅広く来訪者や市民に伝達するための取組を推進している。

そのため、試行的にヘリウムガスの浮力を利用した係留式のガス気球（以下、「気球」という。）を設置し、上空から百舌鳥古墳群や堺の街並みを眺望できるようにするための環境整備を行う。また、百舌鳥古墳群ビジターセンター及び堺市博物館での古墳群に関する展示とあわせて、世界遺産に対する理解を深め、世界遺産 百舌鳥・古市古墳群を次世代に継承する機運を醸成しようとするものである。

II 事業実施期間等

(1) 事業実施期間

事業開始（工事着手）から利用者の搭乗開始後1年※までを事業実施期間とする。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等により、営業できない期間が発生した場合は、協議により、この期間を変更することがある。

(2) 気球運行に関する評価による事業の継続

事業実施期間中に本市が実施する気球運行に関する遺産影響評価※の結果により、実施区域内での事業の継続が可能と判断された場合は、最長で2030年3月まで事業を継続して実施することができる。

※ 世界遺産の顕著な普遍的価値が、計画されている事業等によって受ける影響を評価すること

(3) 実施区域内での事業継続不可となった場合の対応

(2)の評価結果により、実施区域内での事業継続が不可となった場合は、本市が提示する堺市内の移設用地において、事業を実施することができる。なお、当該用地への移設に関する費用及び移設後の用地の使用料は事業者が負担するものとする。

III 事業実施条件等

以下に示す事業実施条件は、利用者の搭乗開始後1年間の事業実施期間のものである。II(2)の評価後に、実施区域内又は移設用地いずれかで事業実施を継続した場合、以下の「料金、付帯事業」、「気球（本体及び設備）の仕様」、「運営方法」及び「報告」については、本事業実施条件等を準用するとともに、費用は事業者が全額負担するものとする。

1 実施区域

堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁（大仙公園内）

※ 別紙「堺市ガス気球運行事業 実施区域」参照

※ 提案にあたっては、事業実施に必要な用地を明示すること。なお、別紙「堺市ガス気球運行事業 実施区域」のうち【実施区域：現況写真2】の地図上に赤色ラインで示す区域が、実施区域とすることができる範囲である

2 役割分担

(1) 堺市

- ア 用地の確保、用地の使用承認・占用手続き及び基盤整備※
- イ 市民等への周知、広報

(2) 事業者

- ア 気球本体及び設備の整備・維持管理
- イ 気球の運営（新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施含む）
- ウ 実施区域内の施工基面整備、事業終了後の原状回復及びその他必要な整備
- エ 利用者対応（利用者への案内、予約システム導入、料金徴収、苦情対応等）
- オ 事業終了後の設備の撤去
- カ 気球の運行に関する各種データの収集及び整理と本市への提供
- キ 実施区域周辺エリアの清掃及び維持管理（除草、剪定、施設の小修繕）
- ク 利用者獲得のための広報等
- ケ 事業報告

※「3 実施に係る費用」(1) ①～④に記載する基盤整備に限る

3 実施に係る費用

(1) 本事業の企画検討、整備、撤去及び運営に要する費用は事業者の負担とする。

ただし、次の①～④に記載する基盤整備については、事業者が施工するものとし、その費用（限度額は記載のとおり）のうち令和3年4月以降に着手するものについては、2（1）アに該当する費用として本市が負担する。

本市の負担額は、最終的な事業実施内容とその工事費内訳の提出後、本市が金額を精査したうえで、本市と事業者で協議し決定するものとする。（事業者は原則として複数者から各工事に関する見積書を徴取し、本市に示すこと。）

- ①埋蔵文化財試掘調査（限度額90万円）
- ②支障木の移植及び伐採、枝払い等
- ③実施エリアにある東屋（桜雲亭）の撤去及び整地（②③あわせた限度額1080万円）
- ④進入防止柵の設置（限度額495万円）

【配慮事項】

①埋蔵文化財存在確認試掘調査について

確認試掘調査の結果、埋蔵文化財が確認された場合には、文化財への影響が及ばないよう計画の変更を要する場合があるほか、文化財への影響が及ぶ範囲を対象とした本発掘調査を要する場合があるので留意すること。

②支障木の移植及び伐採、枝払い等

事前に公園管理者立会いのもと、移植及び伐採、枝払いを行う樹木のマーキングを行うこと。なお、支障木の移植及び伐採等は、必要最小限に努めるものとする。

支障木のうち、中・高木は地上部を伐採し、場外処分とする。

支障木のうち、低木は公園管理者が指示する場所への場内移植とする。

枝払いにあたっては、枝払い後の樹形に配慮し行うこと。

③実施区域にある東屋（桜雲亭）の撤去及び整地

基礎・地業ともに撤去すること。なお、東屋の使用建材について、アスベスト含有の定性・定量分析は未実施である。関係法令を遵守して、撤去工事を行うこと。

整地工事については、事業者は、本市と協議のうえ、堺市建設局作成の土木工事共通仕様書及び工事の施工方法に関する公的基準等に従い施工すること。これらに定めのない事項については、本市と協議のうえ、適切に施工すること。

④進入防止柵の設置

高さは1.8メートル以上のものとする。

朝日スチール工業株式会社UN（ユニ）フェンス同等以上とする。

なお、事業実施期間終了後は事業者が撤去すること。

- (2) 気球設置のための工事で使用する用地及び1年間の事業実施期間中に本市が提供する用地の使用又は占有に係る費用については、免除する。（1年間の事業実施期間終了後に継続して大仙公園内に設置する場合は、堺市公園条例に基づき、使用面積1平方メートルにつき1年990円の使用料を本市に納入すること。なお、条例改正により条例に定める使用料を改定した場合は、改正後の金額で算出した使用料を市に納入すること。）
- (3) その他、令和3年2月上旬に堺市が公表する令和3年第1回堺市議会定例会の予算案を参考にしたうえで提案するものとする。ただし、市議会での予算審議の状況等によっては、内容の変更や、規模の縮小等が生じる場合があるので、あらかじめ了承の上、応募すること。

4 料金、付帯事業

- (1) 適切な料金設定を提案すること。
- (2) 事業者は、本市に対して事業実施期間中の搭乗予定人数に、(1)で示した料金を乗じるなどした収入見込み及び収支計画を示すこと。
- (3) 事業者は、本事業に関連して利用者の古墳群への関心を高め、世界遺産百舌鳥・古市古墳群の価値の理解を向上させるための取組のほか、周辺エリア（大仙公園周辺や環濠エリアなど）への周遊促進策について提案すること。なお、取組を実施する場合は、事前に本市と協議の上、承認を得ること。また、費用は事業者が負担すること。
- (4) 本事業における利用料金収入は、全て事業者に帰属する。ただし、事業実施期間中は、百舌鳥古墳群の保全・活用のため、毎年度、売上額の一部を本市に納付することとし、納付額又は納付割合を提案すること。なお、本市への納付額又は納付割合は、売上額の10%以上となるように提案すること。

5 気球（本体及び設備）の仕様

- (1) 気球は、景観との調和を考慮した色、デザインを提案すること。
また、景観との調和に関して、気球製造前に本市の景観担当部局と事前の協議を行い必要な手続きを行うこと。その他、堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定に基づく必要な許可をはじめ関係法令等に基づき必要な手続きを行うこと。
球皮の色彩等については、本市と十分に協議を行い、合意したうえで気球製造を始めること。
- (2) 気球は、これまでに運行実績のあるメーカー（国内外を問わない）により製造すること。
- (3) 事業者は、気球を構成する部材や接合部についての安全性を証する資料を提出すること。ま

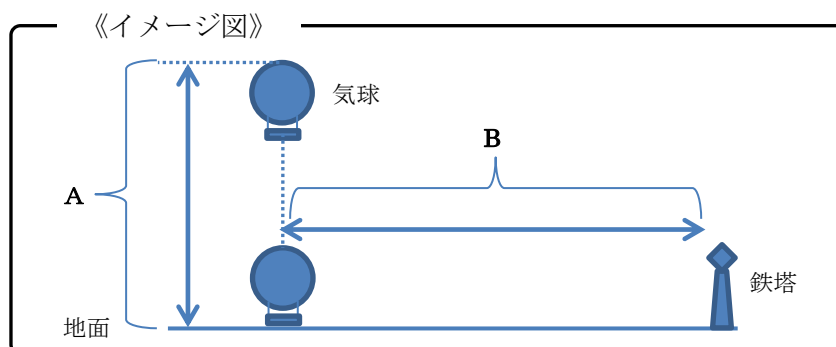
た、現に運行している国において、航空機や遊戯施設等として、その国の法令に基づく認定などを証する文書を提出すること。

- (4) 気球には、一度に20～30人が搭乗できるゴンドラ等を備えること。
- (5) 気球は、係留式のものとすること。
- (6) 気球は、気球運行に関する技術力を持った者が毎日メンテナンスを行うこと。
- (7) 気球の設置及び運用並びに本事業に付随して実施する施設や設備等の整備について、関係機関と個々に協議するとともに、都市公園法に基づく許可手続きや堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定に基づく必要な許可をはじめ関係法令等に基づき必要な手続きを行うこと。また、必要に応じて本市と協議すること。
- (8) 気球の設置にあたっては、樹木を最大限残し、周辺環境との調和を図ること。
- (9) 事業者が管理事務所を設置する場合は、建築基準法第48条第3項ただし書きの規定に基づく許可を得ること。
また、気球を係留するワイヤーロープを巻き取るウィンチや非常電源を収納するいわゆるウィンチハウスについて、その構造によっては建築基準法第2条第1号に規定される建築物に該当する場合がある。この場合も、管理事務所同様建築基準法第48条第3項ただし書きの許可を要することになるので留意すること。
- (10) 大仙公園内に立地する堺市博物館が6,600Vの受電をしており、同施設内に新たなトランスを設置し事業者が必要とする電源の取り出しが可能。その際、計量メーターを設置し、使用料に応じた負担金を堺市博物館に納付すること。
- (11) 車いす利用者をはじめ、高齢者や障害者、子どもなどの方が利用しやすい手法を提案すること。
- (12) 気球設置に係る工事に起因する公園施設の損傷については、事業者で復旧すること。なお、工事車両の通行にあたっては、必要に応じて園路を養生すること。
- (13) 気球設置に係る工事期間中は、安全確保のため区域をフェンス等により囲うこと。また、工事車両の通行にあたっては交通誘導員を配置し、歩行者の安全を確保すること。
- (14) 上記に記載の他、工事实施にあたっては、公園管理者と十分な協議を行うこと。また、公園管理者から指示等がある場合はそれに従うこと。
- (15) 気球運営のための設備については、事業実施期間終了後に撤去すること。撤去後は、真砂土で整地すること。また、事業実施のために切土・盛土を実施した箇所は現況地盤に復すること。これらの作業の実施にあたっては事前に本市と協議すること。

6 運営方法

- (1) 本事業の運営にあたっては、適正な人員を配置し、安全で円滑な運営を心がけること。なお、営業時間は事業者が提案し、本市と協議のうえ決定すること。
- (2) 事業を実施するにあたり、トラブル防止や緊急時等の対応を速やかに行うため、管理責任者及び現場運営責任者を明らかにすること。
- (3) 利用者からの問い合わせに対応するための連絡先を明示すること。また、営業時間外についても、警備員配置又は機械警備を実施すること。緊急時の対応のため、本市と常時連絡・対応可能な体制とすること。

- (4) 利用者が気球搭乗時に所有物を落下させることがないように、搭乗時のルールを設けるなどの対応をすること。
- (5) 世界遺産構成資産近傍での実施となるため、景観に配慮し、営業時間外は、地上から球皮の頂点の高さが25メートル程度となる低位置での係留を基本とすること。
- (6) 事故やトラブル等の発生を防止するための安全対策について提案すること。特に小学生以下の子どもが利用する場合の安全対策について明確に示すこと。また、事故・トラブル等が生じた場合は、速やかに対応すること。
- (7) 利用者のケガや損害賠償事故(対人・対物)に対応する保険に加入すること。また、管理上の事故又は、業務遂行上の事故に対応する保険に加入すること。
- (8) 事業の実施及び設備等の維持管理等に伴い生じた損害並びに事業実施のために整備した設備(進入防止柵を含む)に生じた損害については、第三者に及ぼした損害も含めて、全て事業者がその費用を負担すること。
- (9) 利用者の個人情報及び情報資産を保持する場合は、堺市個人情報保護条例等関係法令に基づき適正に管理すること。(別記「個人情報取扱特記事項」)
- (10) 本市と協力して利用者に百舌鳥古墳群の価値や魅力等について多言語での解説を行うこと。また、百舌鳥古墳群ビジターセンター及び堺市博物館と連携した価値や魅力等を発信する取組について提案すること。
- (11) 第三者から苦情等が発生した場合は、責任を持って対応すること。
- (12) 国内外を問わず、気球の運行に携わったことがある者1名以上を、本事業のスタッフとすることが望ましい。安全性確保のためのスタッフ教育について、その手法を提案書に記載すること。
- (13) 風の状況(強さや向き)に応じて、運行回数、高度及び利用者数を制限するなど、万全の安全対策を講ずること。また、安全対策については、気球運行開始1カ月前までに本市と協議すること。なお、台風の接近等による強風時には、必要に応じヘリウムガスのデフレーションなどの対応を行うこと。
- (14) 気球の上昇高度については法令の規定等を遵守し、関係機関と十分に協議すること。なお、気球の上昇高度は、気球本体の球皮の頂点と地面との垂直距離が、気球が地上にある時の球皮の中心から大仙公園大芝生広場南側にある送電鉄塔までの水平距離以下とすることを原則とし、関西電力株式会社と協議すること。(下記イメージ図では、Bの距離>Aの距離)



- (15) 資金調達、物価、金利の変動、需要の変動等の事業実施に伴うリスクについては、事業者の負担とすること。

- (16) 気球設置場所及びその周辺は常に清潔に保ち、定期的に清掃を行うこと。
- (17) 地域の行事への参加や地域活動への協力など、地域貢献の手法について提案すること。
- (18) 大仙公園内や周辺地域で実施される事業や行事への影響が懸念される場合は、本市と営業時間等について協議すること。
- (19) 募集要項に記載のない事項については、適宜本市と協議すること。

7 報告

- (1) 事業者は、実施状況、利用状況、利用者意識調査や属性等のデータを収集し、本市に提供すること。その他本事業運営に関して有用なデータの収集について提案すること。
- (2) 事業者は、下記書類を本市に提出すること。

提出書類	提出時期	内容
定期（月） 運営計画書	実施月の前月 25 日まで	稼働予定日、休止日、体制等
定期（月） 報告書	実施月の翌月 15 日まで	月毎の実施・利用状況、収入、各種データ、課題・問題点等 その他本市が指示する事項
中間報告書 （2回）	運行開始から 3 月後の月末 運行開始から 6 月後の月末	期間中の実施・利用状況、収入、各種データ、課題・問題点等 その他本市が指示する事項
最終報告書	事業実施期間終了後 30 日 以内	事業実施期間すべての実施・利用状況、収入、各種データ、課題・問題点等 その他本市が指示する事項
事故報告書	随時	事故の内容、今後の対応等
整備計画書	随時	整備予定日、整備内容等

IV 企画提案書等の審査

1 審査基準及び配点表

別紙「堺市ガス気球整備及び運営事業 審査基準及び配点表」のとおり

2 審査方法

提出書類は本市の庁内関係者で構成する選定庁内委員会において、外部有識者の意見を踏まえて審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた 1 者を選定する。ただし、得点の合計が満点の 6 割に満たない場合は選定しない。

提出書類の内容についてのプレゼンテーションの実施を予定しているため、日時等詳細については別途連絡を行う。

審査を行う上で疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。

審査内容、結果についての異議は認められない。

3 審査結果

審査結果は採否に関わらず、令和 3 年 3 月上旬（予定）に全ての事業者へ通知するとともに堺

市ホームページで公表する。

各提案内容に対する採点結果についても堺市ホームページで公表する。

4 優先交渉権者の決定

審査の結果を踏まえ、最も適したものを優先交渉権者として決定する。

V 協定の締結

1 協定者の決定

優先交渉権者との交渉が成立した場合は、当該事業者を協定者として決定し、基本協定の締結を行うものとする。その場合、当該事業者は令和3年3月中に基本協定が締結できるように速やかに手続きを進めること。

なお、その際に当該事業者が提案した内容は、「Ⅲ 事業実施条件等」に規定されたものと見なし、それらを示した別途事業実施に関する協定の締結を行うものとする。

優先交渉権者との基本協定が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉権者となり、交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を協定者として決定し、基本協定締結を行うものとする。

なお、当初の優先交渉権者が辞退したことにより基本協定が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないと本市が判断した場合及び基本協定不成立により本市に著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

2 誓約書の提出

優先交渉権者は、基本協定締結までに堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を作成し、提出すること。

VI プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び堺市契約規則（昭和50年規則第27号）第3条の規定に該当しない者。
- (2) 堺市ガス気球整備及び運営事業プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から協定締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは協定を締結しない。

- (3) 堺市ガス気球整備及び運営事業プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外

を含む。)を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。

※優先交渉権者が、審査結果通知日から協定締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは協定を締結しない。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者。
- (6) 「Ⅲ 事業実施条件等」に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者
- (7) 応募者は法人又は法人のグループに限る。グループで応募する場合は、代表法人（他の法人は構成法人とする。）を定めること。なお、応募する法人は、他の応募グループの代表法人又は構成法人となること、また、同時に複数の法人のグループにおいて、代表法人又は構成法人となることはできない。
- (8) グループで応募する場合は、構成員すべてが上記（1）から（6）に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

Ⅶ 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成は、「Ⅲ 事業実施条件等」の記載内容、協定書、関係法令等を充分確認すること。
- (2) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
なお、提出書類や選定結果（不採用となった団体の名称、審査結果を含む）は堺市情報公開条例により情報公開の対象となる場合がある。
- (3) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (4) 企画提案書で表明された内容が協定内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には協定を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、本市は一切賠償しない。
- (5) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 企画提案書等の提出期限以降の変更、修正、差し替え又は再提出は認めない。
- (8) 同一の提案者からの複数の企画提案の提出は不可とする。
- (9) 企画提案の選定は提出された内容に基づいて行うが、選定された候補者は、本市との協議のうち提案された内容について、必要に応じ、修正を依頼する場合がある。
- (10) 参加資格要件に該当しないことが判明した場合は失格となる。

Ⅷ 業務担当部署

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所 本館2階
堺市 文化観光局 観光部 観光企画課 担当 佐々木
TEL 072-228-7493
FAX 072-228-7342
E-mail kanki@city.sakai.lg.jp

Ⅸ スケジュール

応募及び選定のスケジュールは以下のように予定しているが、変更となる可能性がある。

募集要項の配布	令和3年1月27日（水）から 令和3年2月19日（金）午後5時まで
参加資格確認申請書の受付期限	令和3年2月19日（金）午後5時まで
質問書の受付期限	令和3年2月19日（金）午後5時まで
質問書の回答	随時回答 最終回答 令和3年2月26日（金）（予定）
企画提案書等の受付期限	令和3年3月5日（金）午後5時まで
プレゼンテーション	令和3年3月中旬（予定）
審査結果通知	令和3年3月中旬（予定）
協定締結	令和3年3月中（予定）
事業開始	令和3年4月（予定）※工事着手

※ 本業務についての説明会を実施する予定はない。

※ 参加資格確認申請書及び質問書は募集要項配布開始から提出可能とする。

Ⅹ 参加手続き

1 募集要項等の配布

日時 令和3年1月27日（水）から令和3年2月19日（金）午後5時まで

場所 堺市ホームページからダウンロード

<https://www.city.sakai.lg.jp/kanko/kanko/oshirase/sakaishigasukikyu.html>

2 プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

企画提案書等を提出（プロポーザル参加）する者は、下記のとおり提出すること。

提出書類

（ア）堺市ガス気球整備及び運営事業プロポーザル参加資格確認申請書

（様式第1号）・・・提出部数は1部

・必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。

（イ）同意書（※）・・・提出部数は1部

・事業者（本社に限る）の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、

代表者印（実印）を押印すること。

(ウ) 国税の納税証明書（※）・・・提出部数は1部

・法人はその3の3、個人はその3の2とし、令和2年10月1日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。

(エ) 直近3年間の決算書（貸借対照表、損益計算書及び財産目録）（※）・・・提出部数は1部

(オ) グループにおける役割分担等を示した協定書の写し（グループで応募する場合のみ提出すること。）（※）・・・提出部数は1部

・グループ構成員全員の押印等がされていること。

※提出書類（イ）（ウ）については、堺市登録業者の場合、提出は不要である。

※提出書類（ウ）（エ）については、グループで応募する場合は、グループ構成員全員のものを提出すること。

提出期限 令和3年2月19日（金）午後5時まで

提出方法 「堺市ガス気球整備及び運営事業プロポーザル参加資格確認申請書（様式第1号）」に必要事項を記入し、前記Ⅷの業務担当部署に直接持参または郵送（FAX 不可）にて提出。郵送の場合も受付期限までに必着。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記Ⅷの業務担当部署まで電話連絡し、到達確認をすること。

3 質問書の提出、回答

提出期限 令和3年2月19日（金）午後5時まで

※上記以降の質問は一切受け付けない。

提出方法 「堺市ガス気球整備及び運営事業に関する質問書（様式第2号）」に記入のうえ、前記Ⅷの業務担当部署へ直接持参、郵送（必着）またはFAXのこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記Ⅷの業務担当部署まで電話連絡し、到達確認をすること。

【FAXの場合】上記提出期限の午後5時までに前記Ⅷの業務担当部署が受信すること。

回答方法 令和3年2月26日（金）（予定）までに堺市ホームページ上に回答を掲載

4 企画提案書の受付

提出期限 令和3年3月5日（金）午後5時まで

提出方法 前記Ⅷの業務担当部署へ直接持参または郵送（必着）のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記Ⅶの業務担当部署まで電話連絡し、到達確認をすること。

提出書類

書類	部数
堺市ガス気球整備及び運営事業実施企画提案書（様式任意）	正 1 部（要押印） 副 1 1 部

※「Ⅲ 事業実施条件等」に基づき、作成すること。

※正 1 部は、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印すること。

※副 1 1 部は、社名等の記載や押印を一切行わないこと。

なお、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ、資料の添付等は一切しないこと。
判別できる場合には失格にする可能性がある。

※「堺市ガス気球整備及び運営事業実施企画提案書」には、次の事項に関する提案内容を記載すること。

- ①事業実施方針・スケジュール
- ②運営実績・運営体制・運営方法
- ③周辺環境との調和
- ④運営設備の仕様
- ⑤利便性（料金設定、利用増の取組など）
- ⑥安全管理（一般利用者、子ども利用者の安全対策、周辺地域への配慮、強風対策、防犯対策、保険内容等）
- ⑦価値理解の促進（周辺施設との連携、古墳群の価値理解促進策等）
- ⑧地域への貢献（地域への貢献、本市への納付など）
- ⑨持続可能性他（収支計画など）

※「Ⅲ 事業実施条件等」で示した条件に関して、事業実現性を高めるための修正又は提案がある場合は、「堺市ガス気球整備及び運営事業実施企画提案書」に明記すること。

※①～⑨の項目について、別紙「堺市ガス気球整備及び運営事業 審査基準及び配点表」に基づき審査するので、提案書は別紙「堺市ガス気球整備及び運営事業 審査基準及び配点表」の内容を踏まえた記載とすること。

※企画提案書の作成にあたって、事業実施区域近傍等からドローンで撮影した画像等を用いる場合は、前記Ⅷの業務担当部署にメール等にて依頼すること。

XI 提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書を提出しない（プロポーザルの参加を辞退する）場合は、「堺市ガス気球整備及び運営事業プロポーザル参加辞退届（様式第 3 号）」に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1 部提出すること。また、その際には、本市から交付した関係書類はすべて返却すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、前記Ⅷの業務担当部署の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

提出期限 令和3年3月5日（金）午後5時まで

提出方法 前記Ⅷの業務担当部署まで直接持参または郵送（必着）のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記Ⅷの業務担当部署まで電話連絡し、到達確認をすること。

XII 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が協定締結するまでの間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは協定を締結しない。

- ①提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- ②堺市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合
- ③提出期限までに書類が提出されない場合
- ④提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- ⑤提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑥著しく信義に反する行為があった場合
- ⑦協定を履行することが困難と認められる場合
- ⑧企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- ⑨本事業について2案以上の企画提案をした場合
- ⑩審査の公平性に影響を与える行為があった場合

XIII プレゼンテーション

日時 令和3年3月中旬（予定） 時間未定

場所 本館2階 文化観光局会議室（WEB開催とする場合がある）

注意事項

- ・プレゼンテーションの詳細については、後日別途通知する。
- ・提出した企画提案書及び関連資料に基づきプレゼンテーションを行うこととし、未提出の資料は使用しないこと。
- ・各提案者のプレゼンテーション時間は、20分以内とする（質疑応答を除く）。
- ・プレゼンテーションには、プロジェクターを使用することができる。
- ・提案者は、必要に応じてPC本体、プロジェクター本体及び接続ケーブルを用意すること。
- ・プロジェクター本体について、本市の所有する機器の使用を希望する場合は、令和3年3月9日（火）までに前記Ⅷの業務担当部署へ連絡し、指示を受けること。

- ・選定内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

以上